

令和 6 年 度

笠松町国民健康保険特別会計予算書
笠松町後期高齢者医療特別会計予算書
笠松町介護保険特別会計予算書
笠松町水道事業会計予算書
笠松町下水道事業会計予算書

国民健康保険特別会計目次

国民健康保険特別会計予算	1
第 1 表 歳入歳出予算	2

後期高齢者医療特別会計目次

後期高齢者医療特別会計予算	5
第 1 表 歳入歳出予算	6

介護保険特別会計目次

介護保険特別会計予算	8
第 1 表 歳入歳出予算	9

水道事業会計目次

水道事業会計予算	13
----------	----

下水道事業会計目次

下水道事業会計予算	16
-----------	----

令和6年度笠松町国民健康保険特別会計予算

令和6年度笠松町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 106, 065千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第 2 条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- （1） 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		381,983
	1 国民健康保険税	381,983
2 使用料及び手数料		67
	1 手数料	67
3 国庫支出金		1,584
	1 国庫補助金	1,584
4 県支出金		1,456,358
	1 県補助金	1,456,358
5 財産収入		23
	1 財産運用収入	23
6 繰入金		263,546
	1 他会計繰入金	153,546
	2 基金繰入金	110,000
7 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
8 諸収入		1,504
	1 延滞金及び過料	1,001
	2 預金利子	1
	3 雑入	502
歳入合計		2,106,065

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		41,821
	1 総 務 管 理 費	34,981
	2 徴 税 費	6,640
	3 運 営 協 議 会 費	200
2 保 険 給 付 費		1,434,960
	1 療 養 諸 費	1,249,891
	2 高 額 療 養 費	176,009
	3 移 送 費	30
	4 出 産 育 児 諸 費	7,500
	5 葬 祭 諸 費	1,500
	6 傷 病 手 当 金	30
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		528,215
	1 医 療 給 付 費 分	358,038
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	123,968
	3 介 護 納 付 金 分	46,209
4 保 健 事 業 費		20,746
	1 保 健 事 業 費	1,809
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	18,937
5 基 金 積 立 金		77,935
	1 基 金 積 立 金	77,935

(単位：千円)

款	項	金 額
6 諸 支 出 金		2, 0 8 8
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	2, 0 8 8
7 予 備 費		3 0 0
	1 予 備 費	3 0 0
歳 出 合 計		2, 1 0 6, 0 6 5

令和6年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度笠松町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 395, 929千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		294,407
	1 後期高齢者医療保険料	294,407
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		101,516
	1 他会計繰入金	101,516
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		4
	1 延滞金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	2
後期高齢者医療広域連合支出金		
	委託金	
歳入合計		395,929

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		5, 2 0 8
	1 総 務 管 理 費	3, 1 3 2
	2 徴 収 費	2, 0 7 6
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		3 9 0, 2 7 0
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	3 9 0, 2 7 0
3 諸 支 出 金		1 5 1
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	1 5 1
4 予 備 費		3 0 0
	1 予 備 費	3 0 0
保 健 事 業 費		
	健 康 保 持 増 進 事 業 費	
歳 出 合 計		3 9 5, 9 2 9

第 36 号議案

令和6年度笠松町介護保険特別会計予算

令和6年度笠松町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 196, 235千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第 2 条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 険 料		451,016
	1 介 護 保 険 料	451,016
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		525,516
	1 国 庫 負 担 金	376,026
	2 国 庫 補 助 金	149,490
4 支 払 基 金 交 付 金		567,348
	1 支 払 基 金 交 付 金	567,348
5 県 支 出 金		309,482
	1 県 負 担 金	294,353
	2 県 補 助 金	15,129
6 財 産 収 入		31
	1 財 産 運 用 収 入	31
7 繰 入 金		342,706
	1 他 会 計 繰 入 金	335,099
	2 基 金 繰 入 金	7,607
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

(単位：千円)

款	項	金 額
9 諸 収 入		1 3 4
	1 延 滞 金 及 び 過 料	1
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1 3 2
分 担 金 及 び 負 担 金		
	負 担 金	
歳 入 合 計		2, 1 9 6, 2 3 5

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		40,396
	1 総務管理費	18,005
	2 徴収費	3,567
	3 介護認定費	18,824
2 保険給付費		2,062,698
	1 介護サービス諸費	1,900,978
	2 介護予防サービス諸費	38,332
	3 介護諸費	2,325
	4 高額介護サービス諸費	64,017
	5 特定入所者介護サービス諸費	57,046
3 地域支援事業費		92,301
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	34,493
	2 一般介護予防事業費	4,216
	3 包括的支援事業及び任意事業費	53,433
	4 介護諸費	159
4 基金積立金		32
	1 基金積立金	32

(単位：千円)

款	項	金 額
5 諸 支 出 金		3 0 8
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	3 0 1
	2 繰 出 金	7
6 予 備 費		5 0 0
	1 予 備 費	5 0 0
歳 出 合 計		2, 1 9 6, 2 3 5

令和 6 年度 笠 松 町 水 道 事 業 会 計 予 算

(総 則)

第 1 条 令和6年度笠松町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	9,340	戸
(2) 年 間 総 給 水 量	2,253,000	m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	6,173	m ³
(4) 主要な建設改良事業	配水施設改良工事(町内一円配水管布設及び布設替工事)	

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入			
第1款	水道事業収益	278,216	千円
第1項	営業収益	232,130	千円
第2項	営業外収益	46,085	千円
第3項	特別利益	1	千円
支 出			
第1款	水道事業費用	285,742	千円
第1項	営業費用	275,020	千円
第2項	営業外費用	10,221	千円
第3項	特別損失	1	千円
第4項	予備費	500	千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額210,323千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,126千円、過年度分損益勘定留保資金811千円、当年度分損益勘定留保資金92,386千円、建設改良積立金101,000千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款	資本的収入	52,770	千円
第1項	工事負担金	52,770	千円
	支	出	
第1款	資本的支出	263,093	千円
第1項	建設改良費	231,970	千円
第2項	企業債償還金	31,123	千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税予算額に不足を生じた場合
- (2) 災害その他避け難い事故により予算額に不足を生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 20,993 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、7,000千円と定める。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第 38 号議案

令和 6 年度 笠松町 下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和6年度笠松町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水 洗 化 人 口	17,375	人
(2) 年 間 総 有 収 水 量	2,053,000	m³
(3) 一 日 平 均 有 収 水 量	5,625	m³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	公共下水道事業(松枝処理分区管渠埋設工事)	

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入			
第1款	下水道事業収益	668,600	千円
第1項	営 業 収 益	341,514	千円
第2項	営 業 外 収 益	327,085	千円
第3項	特 別 利 益	1	千円
支 出			
第1款	下水道事業費用	704,232	千円
第1項	営 業 費 用	625,678	千円
第2項	営 業 外 費 用	78,053	千円
第3項	特 別 損 失	1	千円
第4項	予 備 費	500	千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額208,856千円は過年度分損益勘定留保資金25,132千円及び当年度分損益勘定留保資金183,724千円で補てんするものとする。)

		収	入	
第1款	資 本 的 収 入		586,852	千円
第1項	国 庫 補 助 金		143,852	千円
第2項	負 担 金		48,200	千円
第3項	企 業 債		394,800	千円
		支	出	
第1款	資 本 的 支 出		795,708	千円
第1項	建 設 改 良 費		430,733	千円
第2項	企 業 債 償 還 金		364,975	千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

			(単位:千円)
事 項	期 間	限 度	額
水洗便所等改造資金の融資に係る利子補給	令 和 6 年 度 か ら 令 和 1 2 年 度 ま で	総 額	112

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	204, 000	証 書 借 入 又は証券発行	4. 0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・機構資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合は、その債権者と協定した融資条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	17, 300	同	上	同
資本費平準化債	173, 500	同	上	同
計	394, 800			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、100, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税予算額に不足を生じた場合
- (2) 災害その他避け難い事故により予算額に不足を生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 29,947 千円

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人